

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

採用試験を受験する学生の交通費支援補助金

施策概要

県内に本社又は事業所がある中小企業が、当該企業を受験する県外在住の学生に対し交通費を負担する場合、その一部を助成する。

対象経費	県外在住の学生が、県内に本社又は事業所がある中小企業を受験する際に発生した交通費(※県外居住地から採用試験会場までの交通費相当分)
補助率	1/2
補助限度額	受験生1人につき30千円

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7662 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/303953.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

支え愛就労環境整備補助金

施策概要

就労困難者(中間的就労体験者、障がい者)を新たに雇用した場合に必要となる施設の改修、備品、制服等の経費の一部を助成する。

対象経費	就労困難者(中間的就労体験者、障がい者)を新たに雇用した場合に、必要となる施設の改修、備品(机、ロッカー、パソコン等)、制服等の経費
補助率	2/3
補助上限額	(1)取得(所有)する場合 100万円/人 (2)賃貸(リース)する場合 月3万円/人(期間36か月)

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL 0857-26-7693 FAX 0857-26-8169

詳しくはこちら

雇用・働き方政策課のHPはこちら↓
<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyouseisaku/>

名称

女性活躍に取り組む企業支援補助金

施策概要

誰もが働きやすい職場環境づくりや女性の人材育成等に取り組む企業に対して、その経費の一部を補助します。

【女性活躍に取り組む企業支援補助金】

支援項目	対象経費等
①女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
②誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
③健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10
④女性のキャリアアップ等支援	人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限10万円(20万円)]※()内は輝く女性活躍パワーアップ企業
⑤離職者雇用奨励金	育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円]
⑥育児休業復帰支援	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月]

・輝く女性活躍パワーアップ企業及び輝く女性活躍スタートアップ企業は、①～⑥全ての申請ができます。
鳥取県男女共同参画推進企業は、①～③のみ申請可能です。

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296415.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

中小企業の求人情報発信支援事業補助金

施策概要

県内中小企業が正規雇用に係る求人情報発信活動をする場合の経費の一部を助成する。

対象経費	<p><基本経費> (1)就職情報サイトへの掲載料(サイトの規模を問わない。) (2)求人広告の掲載料(デジタルサイネージ掲載料、公共交通機関での広告掲載費等) (3)WEB上で行う企業説明会の開催経費 (4)WEB上で公開する企業説明の動画制作費</p> <p><追加経費>(上記(1)~(4)のいずれかを行う場合に限る。) ア ホームページ作成経費(求人情報発信を主目的としたものに限る。) イ パンフレット作成経費(求人情報発信を主目的としたものに限る。)</p>
補助率	1/3
補助限度額	30万円

※詳細はホームページに掲載する募集要領等をご覧ください。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/255404.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金

施策概要

テレワーク、オンライン会議等(以下「テレワーク等」という。)のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者を県が支援することで、県内中小企業者のテレワーク等の活用を促し、新型コロナウイルス感染症対策や災害時等に備えるための非接触型勤務を推進することを目的として交付する補助金です。

■通常コース

対象者	県内中小企業等
対象経費	テレワーク等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、専門家の伴走支援を受けながら実施する次の事業 ・開発・導入するテレワーク等のシステムの決定及び開発委託(システム開発・改良) ・システムの利用支援(試行的導入、管理者等への研修) 〔専門家による伴走支援の内容〕 ・テレワーク等の導入目的の明確化(社内実態把握、推進体制の構築を含む) ・テレワーク等のオンライン手法が導入可能な範囲(対象者、対象業務、実施頻度)の決定 ・テレワーク等のオンライン手法を開発・実施するための業務の洗い出し・業務工程の見直し ・テレワーク等の運用に必要な規程類やルール(情報セキュリティポリシー、就業規則、在宅勤務規程等)の整備 ※ハードウェアの購入は対象外 ※ソフトウェアの導入・使用のみの事業は対象外
補助率	1/2
補助上限額	50万円

■早期導入支援コース

対象者	県内中小企業等
対象経費	早期にテレワークを試行導入する次の事業 ・システムの利用支援(試行的導入、管理者等への研修) ※専門家による伴走支援は不要
補助率	1/3
補助上限額	20万円

※詳細はホームページに掲載する募集要領等をご覧ください。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292363.htm>

名称

鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金

施策概要

県外からプロフェッショナル人材を副業・兼業により活用する企業に対し、当該企業が負担する副業・兼業人材の移動に要する費用(交通費及び宿泊費)に対して補助を行います。

事業内容

1 対象事業者

プロフェッショナル人材戦略拠点のマッチングにより、副業・兼業人材を活用する企業
※なお、この補助金において「副業・兼業人材」とは、県外の事業所等で培った知見・ノウハウ等を活用し、県内企業の経営戦略立案や経営課題の解決にあたる人材であり、企業の社員、個人事業主、経営者等の別は問いません。

2 対象経費

県内企業がプロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受けて、県外で勤務するビジネス人材を副業・兼業により活用する場合において、補助対象者が負担する兼業・副業人材の移動に要する以下の費用。

○交通費

鉄道賃、船賃、航空賃及びバス料金の実費(最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。)

○宿泊費

宿泊に要する経費のうち基本宿泊料(室料)及びそれに伴うサービス料並びに税金(消費税及び入湯税)

3 補助率・限度額

交付申請の単位は兼業・副業人材1名ごとの受入計画とし、年度ごとに申請を行う。

補助率 2分の1

補助上限 各年度 10万円/社 ※令和4年度から変更となりました。

(注1) 1回の往復移動に伴う交通費の実費が1万円未満の場合は、当該回の交通費及び宿泊費は補助対象外とする。

(注2) 宿泊費については、6,000円/泊を上限額とする。

(注3) 各回の交通費及び宿泊費の上限は、県の「職員の旅費等に関する条例」等に基づく額を限度とする。

4 手続きの流れ

副業・兼業人材が県内で業務に従事する日の14日前までに交付申請を行う必要があります。(申請期限は2月末)

また、業務終了から14日を経過する日又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告を行う必要があります。

プロフェッショナル人材戦略拠点による副業・兼業人材マッチング等の支援

↓
副業・兼業人材の現場受入にかかる計画策定

↓
補助金交付申請書(様式第1号、別紙1等)の提出

↓
交付決定

↓
副業・兼業人材の受入の実施

↓
(補助事業完了から14日以内)補助金実績報告(様式第2号、別紙2等)の提出

↓
補助額の確定・支払い

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292640.htm>

名称

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金

施策概要

県外に在住又は県外にある企業等に勤務するプロフェッショナル人材が、鳥取県内企業に県内で勤務して就職するために参加した面接等に係る交通費を助成します。

○助成対象経費

県内企業への就職を目的とした採用面接及び企業見学に参加するにあたり、住所地等から面接地との往復の移動に要した次に掲げる経費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。）

- (1) 鉄道賃 (2) 航空賃 (3) バス料金 (4) 自家用車利用料
(5) レンタカー賃借料 (6) 高速道路料金 (7) 宿泊料

○助成金の利用回数及び上限額

- ・1企業当たり2回まで利用できます。
- ・助成対象経費の合計額の2分の1以下とし、1,000円未満の額は切り捨てます。
- ・助成金対象者1人につき、当該年度5万円を限度とします。

○助成金の申請の流れ

面接等が終了した日から1月以内の日又は面接等の実施年度の3月20日のいずれか早いほうの日までに申請が必要です。

① 県立ハローワーク又はとっとりプロフェッショナル人材戦略拠点で就職支援

↓
② 企業見学会、採用面接の調整

↓
③ 企業見学会参加、採用面接実施

↓
③ 交付申請

↓
④ 交付決定

↓
⑦ 助成金のお支払

実績報告書の提出は、助成金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなします。

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609
鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786
鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/268189.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業

施策概要

県内就職のための企業とのマッチング支援(企業見学ツアー)の実施、就業に不安を抱える方のためのインターンシップ(職場体験)やピアサポートセミナーの開催、県外から鳥取県内へ就職活動のため来県する際の交通費を助成します。

※詳細はホームページをご確認ください。

(1) 企業見学ツアー

求職者と受入企業とのマッチング精度の向上を図るため、求職者向けの企業見学ツアーをオンラインで開催します。

(2) 企業向け及び求職者向け採用支援セミナー

企業が求職者を有効に採用できるように経験や能力を正しく評価する手法を学ぶセミナーや求職者が鳥取での今後のキャリア設計等を考え行動するきっかけになるよう、働く目的やその実現方法を学ぶセミナーをオンラインで開催します。

(3) 就職氷河期世代活躍支援

求職者の正規雇用就職に向けて、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する企業に対し助成(2万円/月、最大3ヶ月)します。また、正社員経験が無い求職者を雇用する企業に対し助成(30万円/人、6ヶ月定着後に支給)します。

(4) 就職活動交通費助成

県外在住の就職氷河期世代(県内出身者等)の方が、県内での就職活動をする場合の来県経費の一部を助成(補助率1/2、上限30千円/人)します。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7647、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/294578.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県特例子会社設立等助成金

施策概要

特例子会社の県内設立等に対して助成金を支給します。

■助成の流れ

- 1 施設・設備等の設置・整備を行うおおむね6か月前までに認定申請を行って下さい。
- 2 助成金の交付要件を満たした日から、6か月、1年6か月、2年6か月経過以後に、要件が満たされているか確認し、認定額を分割してお支払いします。

■助成の要件

- 1 特例子会社を県内に設立するため、1,500万円以上の設備投資等を行う場合に助成します。
- 2 企業内障がい者多数雇用施設を県内に設置するため、1,500万円以上の設備投資等を行う場合に助成します。
- 3 特例子会社も企業内障がい者多数雇用施設も、新たに5人以上の障がい者を正規雇用し、そのうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あることが条件です。

■助成金支給額

【特例子会社設立時】

	投資額 (A)	新規障がい者 雇用数	補助金支給額(千円) (B)				助成率 (B/A)
			6か月後	1年 6か月後	2年 6か月後	合計 (B)	
中小企業	15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	1/2 ~ 2/3
	30百万円以上	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000	
	45百万円以上	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000	
大企業	15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500	
	30百万円以上	10人以上	7,500	3,750	3,750	15,000	
	45百万円以上	15人以上	11,250	5,625	5,625	22,500	

【企業内障がい者多数雇用施設設置時】

投資額	新規障がい者雇用数	補助金支給額(千円)		
		6か月後	1年6か月後	2年6か月後
15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7693 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252331.htm>

名称**鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金****施策概要**

鳥取県内の対象業種に正規雇用で県内就職を希望される専門学校生、高専生、短大生、大学生、大学院生、既卒生(35歳未満)を対象に貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成します。

■対象業種

製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業※、理容師・美容師の職域、歯科技工士の職域
 ※農業、林業及び漁業(認定を受けている法人等)並びに農林水産業協同組合(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合)

■助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

区分	助成金額	助成金額の上限
無利子の奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額(既卒者の場合は返還残額)の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 216万円 ・大学(4年間) 144万円 ・高専・短大・専門(2年間) 72万円
有利子の奨学金	貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額(既卒者の場合は利子を除く返還残額)の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 108万円 ・大学(4年間) 72万円 ・高専・短大・専門(2年間) 36万円

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合、上記無利子の奨学金が優先されます。無利子の奨学金の助成金額が上限に達しないときは、有利子分も一部対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職してから原則8年間とします。

■認定の要件

○学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。
 ○既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。(勤務場所、定住要件は学生と同様)ただし、県内の事業所に正規雇用で就職したことがある者は除く。

■応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内に持参、郵送又は電子申請により提出してください。

- 一 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定申請書
- 二 奨学金貸与証明書又はこれに準じた書類
- 三 履歴書(既卒者の場合)

■対象者の認定

書類審査により対象者を認定し、文書にて通知します。

問合せ先

交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課
 TEL:0857-26-7648 FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

賃金アップ環境整備応援補助金

施策概要

一定の賃金アップを行うための生産性向上や業務改善等の前向きな取組を行う事業に対して補助します。

1 補助対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象です。

- ・鳥取県内に事業所を有する中小事業者の方(個人事業主や福祉法人等も対象です。)
 - ・事業場内最低賃金が 885円以上1,100円以下(※)であること
 - ・事業実施の取組効果が期待でき、賃金引上げ、事業費等の関係書類の提出ができること
- ※現在の事業場内最低賃金が854円～884円の事業所は、厚生労働省(鳥取労働局)が実施する「業務改善助成金」を活用できます。詳しくは鳥取労働局までお問い合わせください。
※鳥取県の地域別最低賃金が改定されたときは対象事業者の範囲も変更されますのでお問い合わせください。

2 補助対象事業

最低賃金引上げ計画を策定の上、令和6年2月29日(木)までに生産性向上、労働能率の増進等にかかる取組を実施し、賃金アップを実現した場合、設備投資、人材育成・教育訓練等の取組に要した費用を補助します。

3 補助対象経費

専門家謝金、旅費、使用料賃借料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費、委託費(調査、システム開発、就業規則整備)、当該補助金手続き業務代行料

4 補助対象期間

令和5年7月1日(土)から令和6年2月29日(木)まで

5 補助率

2/3

6 補助限度額

引上げ額	引上げ労働者数	補助上限額	引上げ額	引上げ労働者数	補助上限額
50円以上	1人	200千円	100円以上	1人	300千円
	2人	400千円		2人	600千円
	3人	600千円		3人	900千円
	4人	800千円		4人	1,200千円
	5人	1,000千円		5人	1,500千円
	6人	1,200千円		6人	1,800千円
	7人	1,400千円		7人	2,100千円
	8人	1,600千円		8人	2,400千円
	9人	1,800千円		9人	2,700千円
	10～19人	2,000千円		10～19人	3,000千円
	20～29人	2,500千円		20～29人	4,000千円
	30人以上	3,000千円		30人以上	5,000千円

7 受付期間

令和5年7月1日(土)～令和5年12月31日(日)

※詳細はホームページに掲載する募集要領等をご覧ください。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7536、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311601.htm>

名称

鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度

施策概要

育児休業や介護休業を取得されている方に安心して育児や家族の介護を行っていただくため、企業の人材定着を促進するため、育児・介護休業者に生活資金を低利で融資します。

融資限度額

育児休業または介護休業者1人につき100万円まで

貸付利率

- ・連帯保証人による保証を利用する場合
年1.0%
- ・保証機関による保証を利用する場合
取扱金融機関ごとに異なりますので、あらかじめ各問合せ先までご相談ください。

償還期間

育児休業または介護休業終了の翌月から5年以内
(育児休業または介護休業期間中は元金は据置となります)

保証

原則として連帯保証人1名(一部金融機関では保証機関による保証も可)

取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、
信用農業協同組合連合会(信用事業を行う各農業協同組合を含む。)、
信用漁業協同組合連合会(信用事業を行う各漁業協同組合を含む。)

問合せ先

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話:0857-26-7662、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99643.htm>

名称

介護等支援コーディネーター派遣制度

施策概要

企業へコーディネーター（保健師等）を無料派遣し、介護等と仕事の両立へ向けた情報提供やアドバイス等の支援を行います。

1. 支援の内容

企業からの相談内容に応じて、コーディネーターが以下の支援を行います。

- ・公的介護サービス・諸制度等に関する情報提供
- ・介護と仕事の両立のため、企業として取り組むべき支援策（相談体制、福利厚生制度の周知等）の提案や助言
- ・介護への備えや仕事との両立に関する社内セミナーの実施 など

2. 派遣回数

1社当たり原則5回まで（社内セミナーを実施する場合は6回まで）

3. 申込方法等

下記の関連サイトに掲載の申込書をご提出ください。
申込内容等を審査の上、派遣の可否を決定してご連絡します。

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/297652.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

雇用シェア(在籍型出向)支援

施策概要

県内企業の雇用安定・人材育成につながる「雇用シェア(在籍型出向)」を推進するため、鳥取労働局、公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所等と連携してマッチング等を進めます。

1 セミナー・事例発表会の開催<鳥取県>

雇用シェア(在籍型出向)事例紹介セミナーを開催予定です。
詳細は、追ってホームページ等でお知らせします。

2 県内企業間の出向支援(専門家派遣)<鳥取県>

3の公益財団法人産業雇用安定センターがマッチング支援を行う案件について、専門家(弁護士)の派遣により、出向契約の締結等を支援(1企業(団体)当たり1年度内で最大4回)します。
鳥取県弁護士会(電話:0857-22-3912)

3 公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング支援

新型コロナウイルスの影響による過剰人員の雇用維持のための雇用調整型や人材のスキルアップのための人材育成型の雇用シェア(在籍出向制度)を活用した出向等の支援を無料で行います。全国47都道府県に事務所があります。

公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所

住所:鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階

電話:0857-20-1500

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

4 産業雇用安定助成金<厚生労働省>

新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整を目的とした在籍型出向を実施する事業主を支援します。また、労働者のスキルアップを目的とした在籍型出向を実施する事業主を支援します。

鳥取労働局職業安定部職業対策課

住所:鳥取市富安2-89-9

電話:0857-29-1708

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課

電話:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyoushare/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

働きやすい職場づくり・人材活用のための専門家派遣制度

施策概要

企業の皆様からお寄せいただいた相談内容により、対応する専門家(社会保険労務士)を選定・派遣し、働き方改革の取組を促進・支援します。

1 支援内容(就業規則等整備支援)

働きやすい職場環境づくりを進めるに当たり、就業規則等の整備でお困りの事業者には、社会保険労務士を派遣します。

項目	(1)仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指される方(男女共同参画)	(2)多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応をされたい方(多様な働き方)
対象	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者	県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応に資する取組(詳しくはホームページをご覧ください)に3つ以上取り組む事業者 ※過去に本事業による専門家派遣を受けたことのない事業者に限る ※年間10者まで
支援の内容	○就業規則(育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。)の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正(全面改正、一部改正)	○多様な取組を実施するために必要な、就業規則、各種規程等の新規作成、全面改正・一部改正
支援回数	○新規作成・全面改正:1事業者あたり 原則8回まで ○一部改正:1事業者あたり 5回まで ※上の範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援内容を調整します	

※労務管理・働き方改革に係る助言を受けたい場合は次の窓口をご活用ください。
働き方改革サポートオフィス鳥取<鳥取労働局事業>
ホームページ(<https://www.supportoffice-tottori.info/>)

2 申込方法等

ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/274510.htm>)内の申込書をご提出ください。

申込期限:令和6年2月28日(水)

※ただし、就業規則の改正には数か月を要する場合がありますので、お早めに申込んでください。
(令和6年1月~2月頃の申込は、場合によってはお受けできないことがあります。)

問合せ先

【1(1)就業規則等整備支援(多様な働き方)】
商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7662 FAX:0857-26-8169

【1(2)就業規則等整備支援(男女共同参画)】
地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課
電話:0857-26-7792 FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/274510.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「リスキリング推進企業」拡大強化事業

施策概要

県内中小企業の将来的な成長を実現するために必要な人材育成を強化するため、地域のキャリアコンサルタント団体と連携し、企業訪問型のリスキリング支援を行います。

○概要

事業内容	キャリアコンサルタントが企業・団体の個々の課題に沿った支援を実施します。 例 ・助成金に関する情報提供 ・研修・セミナー等の情報提供 ・人材育成計画の策定支援 ・人材全般に関する相談対応 等
対象	鳥取県内に本店または事業所がある企業・団体
募集期間	令和5年9月30日(土)まで
事業実施期間	令和6年2月29日(木)まで

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7231
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

産業人材課のHPIはこちら↓
<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>

名称

鳥取県技術人材バンク

施策概要

鳥取県立ハローワークでは、技術的・専門的人材を求める県内企業と県内企業への就職を希望する技術的・専門的人材のマッチングを行う「鳥取県技術人材バンク」により、県内企業の人材確保を支援します。

(1)実施体制

技術コーディネーターを県立ハローワークに配置し、県内企業への就職を希望する技術的・専門的人材に係る求職者に対し、求人情報の紹介、県内企業とのマッチングに向けたコーディネートを行う。

(2)鳥取県技術人材バンクの特徴

求職者にとってのメリット

- ・鳥取県内企業の技術的・専門的人材の求人情報を提供
- ・技術的能力、専門的能力等を活かせる最適な求人をご紹介

求人企業にとってのメリット

- ・企業が求める能力・経験等に合った最適な人材をご紹介

(3)対象となる職種

<技術的職業>

区分	内容
①機械技術	機械、器具、装置、プラント、原動機、工作機の設計・製作などの機械設計製作技術職
②電気技術	電気機器、弱電、強電、電気装置の設計・製作などの電気設計製作技術職
③電子技術	電子回路、半導体の設計・製作などの電子回路設計製作技術職
④化学技術	工業用化学薬品、医療品、化学繊維、有機、合成樹脂、油脂などの製造に関する分析・検査、食品の原料・製造工程の分析 等
⑤情報処理技術	プログラマー、システムエンジニア、システム保守管理、アプリ開発等
⑥生産管理技術	生産・製造・工程・品質管理・生産計画・品質管理計画の策定、能率管理 等
⑦研究開発技術	研究所、試験所などにおける科学・原材料等の専門的な試験、研究業務 等
⑧その他	1～7以外の技術的職業(技能的職業を含む)

<専門的職業>

区分	内容
①経営管理	企業経営(執行、財務)、事業部管理、本店・支店管理等のマネジメントに関する業務 等
②戦略展開	新事業立ち上げ、海外事業企画、販路開拓、事業再編、M&A等の戦略展開に関する業務 等
③企業価値向上	税務、法務、人事管理、外国語(通訳、書類作成)に関する業務 等
④その他	1～3以外の専門的職業

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
 鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
 鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
 鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609
 鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786
 鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<https://eng.tori-hello-w.jp/call-search/6114/210775/>

名称**鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」****施策概要**

鳥取県中小企業労働相談所『みなくる』とは、鳥取県が県内3か所に設置している「中小企業労働相談所」の愛称です。

『みなくる』では、賃金・労働時間、解雇・退職、労働保険・社会保険、セクハラやキャリア形成などの労働者・事業主の皆様からの労働・仕事に関する相談に対応しています。

また、働きやすい職場づくりに向けた社内研修等を事業所等において開催する場合に講師を派遣する事業も行っています。

来所、電話、ファクシミリ又は電子メールで労働・仕事に関する相談を受け付けています。

(1) 相談対応日・時間

・月～金 9時～17時30分

(土・日曜日、祝日、夏季(8月14日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

・鳥取及び米子の窓口を交互に第1土曜日(月1回)も開所します(奇数月は鳥取、偶数月は米子)。

(2) 連絡先

相談窓口	所在地	電話番号 フリーダイヤル	ファクシミリ
みなくる鳥取	鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館2階	0857-25-3000 0120-451-783	0857-25-3001
みなくる倉吉	倉吉市見日町317 種部ビル2階	0858-23-6131 0120-662-390	0858-23-2454
みなくる米子	米子市東町189-2 西部労働者福祉会館2階	0859-31-8785 0120-662-396	0859-21-0034

電子メールは minakuru@roufuku.jp へお願いします

※労働相談の他、内職の情報提供、労働セミナーの開催、企業等の社内研修への講師派遣を行っています。

問合せ先

上の表内の連絡先へお願いします

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/>

名称

鳥取県立ハローワーク

施策概要

県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった地域の課題解決に向けた求人・求職のマッチングをマッチングを行います。

○女性・若者・中高年者の就業支援、企業の人材確保、IJUターン就職促進など専門窓口を設置しています。

女性活躍サポート	女性が働きやすい企業の紹介、家庭と両立しながら働きたい女性の就職支援
IJUサポート	県立東京・関西ハローワーク及びふるさと鳥取県定住機構と連携し、就職と移住をトータルサポート
若者の就職支援	就職情報の提供、応募書類の作成から就職後の悩み相談まで一貫支援
ミドル・シニアの就職支援	ミドルやシニアの再就職、様々な働き方のニーズに応じた活躍の場を提供
企業の人材確保支援	積極的な企業訪問による企業の魅力発進、人材確保・定着に向けたマッチング、技術人材の提供
とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点	県立ハローワーク内にプロフェッショナル人材戦略拠点の機能を組み込み、副業・兼業マッチングなどビジネス人材の県内誘致を推進
生活困窮者等相談窓口	県立ハローワーク内に、ひとり親家庭相談支援センター、みなくる労働相談出張所、生活困りごと相談窓口を開設し、ワンストップサービスを実施

○八頭郡の住民の方々への職業相談、職業紹介、就業支援サービスを提供するため、国・県・町で協力して、鳥取県ふるさとハローワーク八頭を開設しています。

県立鳥取ハローワーク	〒680-0835 鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内 TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502 開所時間:[月~土] 10:00~18:15
県立倉吉ハローワーク	〒682-0023 倉吉市山根557番地1 パープルタウン1階 TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113 開所時間:[月~土] 10:00~18:15
県立米子ハローワーク	〒683-0043 米子市末広町311イオン米子駅前店4階 TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586 開所時間:[月~土] 10:00~18:15
県立境港ハローワーク	〒684-8501 境港市上道町3000境港市役所別館1階 TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609 開所時間:[月~土] 8:30~17:15
県立東京ハローワーク	〒105-0004 東京都港区新橋1-11-7新橋センタープレイス2階(とっとり・おかやま新橋館) TEL 03-6280-6951 FAX 03-6274-6975 開所時間:[火~土]、[毎月第1日曜日] 10:00~18:00
県立関西ハローワーク	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2200大阪駅前第3ビル22階(鳥取県関西本部) TEL 06-6346-1786 FAX 06-6341-3972 開所時間:[月~金] 8:30~17:15
鳥取県ふるさとハローワーク八頭	〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100 八頭庁舎別館1階 TEL 0858-72-3986、FAX 0858-72-2041 開所時間:[月~金] 8:30~17:15

問合せ先

上記表をご覧ください。

詳しくはこちら

<https://www.tori-hello-w.jp>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

労働者協同組合の普及啓発・相談対応(多様な雇用機会創出促進事業)

施策概要

新たな雇用等の受け皿として注目されている「労働者協同組合」について、制度や活用想定事例を周知するためのセミナー、設立に向けた手続等に係る専門家による相談対応を行います。

1 セミナーの開催

労働者協同組合法を周知・普及するためのセミナーや先進自治体の事例紹介のためのフォーラム等を開催する予定です。

詳細は、追って県ホームページ等でお知らせします。

2 相談窓口の設置

①設立に向けた手続等の相談や県へ提出する書類の事前確認、②実践的な取組に係る問合せ等に対応する相談窓口を設置します。

①鳥取県行政書士会(電話:0857-24-2744)

②特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所(電話:0857-30-7471)

【参考】労働者協同組合とは

労働者協同組合とは、労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

労働者協同組合法は令和4年10月1日に施行されました。

厚生労働省 労働者協同組合ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課

電話:0857-26-7647、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296082.htm>

名称

鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

施策概要

仕事と家庭の両立支援など誰もが働きやすい職場環境づくりに取組む企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定します。認定を受けると、働きやすい職場環境づくりに向けた取組支援の対象となります。

【認定の要件】

以下の取組に関する審査項目のうち、中小企業の場合は5割、大企業の場合は7割を満たしていること。

- ・仕事と家庭の両立支援の取組
- ・男女がともに働きやすい職場づくりの取組
- ・男女均等な能力活用の取組
- ・労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法等の遵守

【認定までの流れ】

申請書類の提出 → 書類審査及び審査項目に関する聞き取り
→ 認定委員会(年4回開催) → 認定

【認定企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・県の建設工事の入札参加資格者格付の加点、測量等業務の入札時の評価での加点、物品調達における配慮措置等の優遇が受けられます。
- ・就業規則等の整備を支援する社会保険労務士の派遣を無料で受けることができます(※中小企業に限る)。
- ・ハローワークにおける求人票に認定企業であることの表示、広告・名刺等にロゴマークの使用が可能になります。

・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」のうち、以下の支援項目を申請することができます。

支援項目	対象経費等
女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費(女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費(女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費(更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10



問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称**鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度****施策概要**

管理的地位に占める女性割合30%以上を目標に人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録します。登録を受けると、女性活躍推進に向けた取組支援の対象となります。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
※ 男女共同参画推進企業認定申請との同時申請も可能です。
- ・管理的地位に占める女性割合30%以上を目標とする自主宣言・行動計画(3年間)を作成し、人材育成や環境整備に取り組むこと。

【登録までの流れ】

申請書類の提出 → 認定委員会(年4回開催) → 登録

【登録企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」を申請することができます。

支援項目	対象経費等
女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10
女性のキャリアアップ等支援	人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限20万円]
離職者雇用奨励金	育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円]
育児休業復帰支援	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月]

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業登録制度

施策概要

管理的地位に占める女性割合15%以上を目標に人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍スタートアップ企業」として登録します。登録を受けると、女性活躍推進に向けた取組支援の対象となります。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
 ※ 男女共同参画推進企業認定申請との同時申請も可能です。
- ・管理的地位に占める女性割合が15%未満かつ30%以上となるまでに3年超が見込まれる企業が、15%以上を目標とする自主宣言・行動計画(3年間)を策定し、人材育成や環境整備に取り組むこと。

【登録までの流れ】

申請書類の提出 → 認定委員会(年4回開催) → 登録

【登録企業への支援】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」を申請することができます。

支援項目	対象経費等
女性の積極採用支援	女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円]
誰もが働きやすい職場環境整備支援	誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円]
健康課題支援	健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10
女性のキャリアアップ等支援	人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限10万円]
離職者雇用奨励金	育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円]
育児休業復帰支援	女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月]

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
 TEL:0857-26-7792
 FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

イクボス・ファミボス宣言企業の登録

施策概要

経営トップが部下の仕事と家庭の両立を応援するイクボス・ファミボスとしてワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組むことを宣言し、実践する企業を「イクボス・ファミボス宣言企業」として登録します。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
※男女共同参画推進企業認定申請時に宣言を行うことも可能です。
- ・長時間労働の削減、年次有給休暇や育児・介護支援制度の利用奨励、柔軟な働き方の導入など、社員が仕事と家庭の両立ができるよう取り組むことを宣言し、社内で周知、実践すること。

【宣言企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・イクボス・ファミボス宣言企業を対象とする就職企業説明会への参加申込ができます。
- ・イクボス・ファミボスの取組が優れている企業をイクボス・ファミボス宣言優良表彰企業として顕彰します。
- ・イクボス・ファミボスの優良取組事例を新聞やパンフレット等で紹介します。

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

鳥取県で週1副社長

施策概要

県立鳥取ハローワークに「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」を設け、プロフェッショナル人材や県内企業のニーズに応じて、副業・兼業を含めた多様な形態での人材活用を促進します。

県立鳥取ハローワークに「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、県立ハローワークのJUターン就職支援と連携して、副業・兼業を含めた多様な形態でプロフェッショナル人材の活用により企業の成長戦略を具現化する県内企業の取組を支援します。

(1)取組内容

鳥取県では、県内企業の経営戦略立案や経営課題解決のために、都市部のビジネス人材が関係人口として副業・兼業でプロジェクト的に参加し、高度で専門的なスキルを発揮する動きを推進しています。

「とっとり副業・兼業プロジェクト」は、都市部大企業等で活躍するビジネス人材等に「副社長」になってもらい、副業・兼業という形で、主にリモートで概ね週1回程度、アドバイスをってもらう、鳥取県内の中小企業の経営課題解決（販路開拓・生産性向上・新規事業開発）を図る取組です。

※これまでの4年間(R1～R4)で県内企業355社に延べ597名の副業・兼業人材がマッチング

(2)特徴

「鳥取県で週1副社長」と銘打って民間人材会社のサイトに通年で鳥取県企業の特集ページを設置して副業・兼業求人を掲載します。

なお、求人掲載は無料、成約した場合もマッチングフィーや成功報酬等の費用は一切発生しません。

マッチングした後も円滑に課題解決が進むようプロ拠点がサポートを続けます。

(3)求人掲載のまでの流れ

FAXシートによる申込

↓
プロ拠点が求人内容をヒアリングし、求人票作成

↓
内容の確認・すり合わせ

↓
掲載媒体による審査

↓
掲載開始

問合せ先

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点 TEL 0857-30-6720 FAX 0857-30-6725

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113

鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586

鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786

鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<https://tori-pro.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

外国人材から選ばれる鳥取県環境整備事業

施策概要

様々な外国人材の活躍に向け、企業向け研修、マッチング機会の提供、相談体制の整備、日本語学習の環境整備等、企業及び就労者への支援を行います。

1 「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金
鳥取県内に就労場所を有する事業者及び監理団体に対し、多言語化のための翻訳経費、日本語学習会の開催費や日本語教材の購入費、技能実習生の受入れに係る講習受講料などの経費を助成します。(補助率1/2)

2 外国人雇用サポートデスクの設置
外国人雇用の相談に専門的に対応するため、外国人雇用サポートデスクを設置し、行政書士等が対応します。
サポートデスク: 電話 0857-24-2744

3 「選ばれる」鳥取県を目指す多段階的研修
外国人材を受入れる際の「基礎的知識」、「受入れノウハウ」、「人材活躍の好取組事例」等を学ぶ企業研修会を開催します。

4 やさしい日本語コミュニケーション講座
外国人にわかりやすい「やさしい日本語」のスキルと外国人と共に働くためのコミュニケーションについて学ぶ講座を開催します。

※そのほか、高度外国人材採用のためのコンサルティング支援、留学生を対象としたインターンシップの開催などを予定しています。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7699
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/279381.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験(インターンシップ)支援事業

施策概要

学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生に就業体験を提供することで、若者の県内就職を促進し、ひいては県内企業の人材確保につなげる。

区分	事業内容	事業の詳細の問合せ先
県外大学関係者と県内企業の情報交換会	県外大学等の教授又は就職支援担当者と県内企業の人事担当者との情報交換会を開催する。	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740
就活専門機関と連携した企業の魅力発信	学生に県内企業の紹介や県内就職の魅力等を伝えるため、就活専門機関と連携した特設サイトの開設、動画配信、SNS発信を行う。	雇用政策課 0857-26-7647
県内企業に係る情報誌の発行	学生・生徒・IJUターナーを対象とした県内企業や若者の活躍を紹介する情報誌を発行する。	雇用政策課 0857-26-7647
学生・保護者向けセミナー	大手就活会社等の専門家を講師に招き、就活に臨むにあたっての考え方・動き方、県内就職のメリット等についてセミナーを開催する。	雇用政策課 0857-26-7647
新入社員向け合同交流会セミナー	県内中小企業における新入社員の離職率低下を防ぐため、マナー等を学ぶセミナーを開催するとともに、社員同士の連携を深める研修会を開催する。	雇用政策課 0857-26-7647
「学生から選ばれる企業」育成セミナー	県内企業を学生から選ばれる魅力的な企業へと成長させるため、最近の学生の志向から入社後の育成までをトータルで学ぶセミナーを開催する。	雇用政策課 0857-26-7647
企業紹介フェア等の開催	年末に帰省する学生等を対象とした企業紹介フェア、大学等における県内企業見学会、県内企業見学ツアーを開催する。	公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740
とっとりインターンシップ推進事業	産官学で組織する地域協働型「鳥取県インターンシップ推進協議会」を設置し、学生と企業が登録・参加するとっとりインターンシップを実施する。 ・インターンシップ実施(短期/長期、無償/有償、対面/リモートなど) ・専門コーディネーター5名の配置 ・合同企業説明会、事前・事後学習会の実施 ・企業・学生向け活動支援	鳥取県中小企業団体中央会 0857-26-6671
専門家によるインターンシッププログラム作成支援	1 地域の魅力体感型プログラム推進事業 複数企業がグループとなり、「しごと体験」とその地域ならではの「暮らし体験」を加えた「パッケージ型」プログラムを開発するためのワークショップ及び専門家による伴走支援を実施する。 2 三省合意改正に対応したインターンシッププログラム推進事業 5日間以上の実施等の一定の基準を満たす「インターンシップ」の更なる改良とプログラム実施企業の増加のため、意欲のある企業に対して、専門家による個々に応じたプログラムの作成を伴走支援する。	雇用政策課 0857-26-7647

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyouseisaku/>

名称

とっとりビジネス人材・求人紹介サイト

施策概要

県内事業者が戦略的な事業展開など攻めの経営に転じていく上で必要なビジネス人材を誘致するため、「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」(以下「求人紹介サイト」という。)で人材を求める県内事業者の求人広告を掲載します。

事業概要

1 求人紹介サイトに掲載する求人

- (1)企業経営の革新等に資する高度なビジネス経験等を必要とする人材に係る求人
【例】企業マネジメント、経営戦略の立案実行に関わる人材等
- (2)技術的、専門的分野での資格や経験を必要とする人材に係る求人
【例】機械・電気・電子等の設計・製作技術者等
- (3)その他上記(1)(2)に準じる人材に係る求人
【例】企業経営の強化等に必要な一定の能力を有する者を求める求人

2 求人紹介サイトに掲載する求人広告

- (1)企業情報(名称、所在地、資本金、従業員数、設立年月日等)
- (2)求人情報(職種、仕事内容、雇用形態、雇用期間、勤務時間、休日等)
- (3)その他(企業PR、求める人材等)

3 掲載事業者の要件

- (1)鳥取県内に事業所を有し、ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求める事業者であること。
- (2)雇用保険の適用事業主であること。
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと。
- (4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと。

4 掲載事業者の登録方法

以下URL先から、「サイト利用申込」ボタンを押下し、申請フォームからご登録ください。
<https://www.tottori-job.jp/info/detail/2/36>

5 移住支援金

3の掲載事業者のうち、資本金が10億円未満であること等、一定の要件を満たす事業者がサイトに掲載した求人に対し、東京23区から移住し就職された場合又は起業支援金が支給された世帯に対し、移住先の市町村から移住支援金が支給されます。(一定の要件があります。)
支給額 世帯:100万円 なお、18歳未満の世帯員1名につき100万円加算されます。
単身:60万円

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292931.htm>

名称

企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金

施策概要

男性の育児・介護休業等の取得促進、働き方改革及び女性活躍の推進を図るため、育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業所に対して奨励金を支給します。

	区分	支給要件	支給額 (千円)
①	育児参加休暇	常時雇用する男性労働者が、配偶者の産前・産後休業期間に、子の養育のための就業規則等で定める特別休暇(有給)を2日以上取得していること。	100
②	介護休暇	常時雇用する男性労働者が、家族の介護等のため、就業規則等で定める介護休暇(有給)を2日以上取得していること。	100
③	不妊治療(プレ・マタニティ医療)休暇	医療機関において不妊症と診断された労働者(男女不問)が、診断に基づき受ける治療行為のために取得する特別休暇(有給)を取得していること。	10/日 5/半日
④	子の看護休暇	常時雇用する男性労働者が、小学校就学前の子を養育するため、子の看護のための休暇(有給)を5回(1回あたりの時間は問わない)以上取得していること。	100

〔申請上限〕

1企業あたり年間1件、ただし初申請年度については2件まで可能。(③を除く)

※③の区分で申請する場合は、今後のより一層の普及が必要なことから申請上限に加算しない。

また、同一労働者最大60千円まで(1年度あたり最大3年度まで)とする。

問合せ先

子ども家庭部 子育て王国課
TEL:0857-26-7573
FAX:0857-26-7863

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/272974.htm>

名称

在職者向け職業訓練

施策概要

在職者の方のスキルアップを支援するため、産業人材育成センター倉吉校、米子校において、土曜日と日曜日の昼間にIT関連技能習得コース、ホームページ作成、デザインソフト等の在職者向け職業訓練を実施しています。

【R5実施予定訓練一覧】

産業人材育成センター倉吉校		
コース名	総定員	時間
技能検定前講習	30	14時間
ワード基礎+3級試験対策コース	12	40時間
建設業経理士2級試験対策コース	12	24時間
エクセル基礎+3級試験対策コース	12	40時間
商業簿記科	12	40時間
エクセル2級試験対策コース	10	36時間
イラストレーター基礎科	12	18時間
フォトショップ基礎科	12	18時間
VBAプログラミング科	10	18時間
パワーポイント基礎科	12	12時間
PCネットワーク科	10	18時間
ホームページ制作科	12	18時間
イラストレーター基礎科(東部)	14	18時間
ワード基礎科(東部)	14	18時間
パワーポイント基礎科(東部)	14	12時間
エクセル基礎科(東部)	14	18時間
フォトショップ基礎科(東部)	14	18時間

産業人材育成センター米子校		
コース名	総定員	時間
商業簿記科	15	40時間
ホームページ制作科	20	18時間
プレゼンテーション科	15	18時間
建築BIM科(Revit)	15	30時間
ファイナンシャルプランナー科	10	36時間
ビジネスキャリア科(労務管理)①②	30	30時間
表計算(実践)①②	30	24時間
PCデザイン科(イラストレーター)	15	24時間
PCデザイン科(フォトショップ)	15	18時間
パソコン基礎科(ワード&エクセル)①②	20	30時間

※各訓練コースを受講する際には、受講料(2,000円~8,000円程度)が必要となります。また、テキスト代等についても実費負担となります

※産業人材育成センター各校でカリキュラム等が異なりますので、詳しくは産業人材育成センター各校にお問い合わせください。

○オーダーメイド型訓練

CAD、デザイン、ホームページ作成等のパソコンを利用したオーダーメイド型の在職者向け訓練も実施します。

(倉吉校では、製造業系、建設業系の訓練も実施可能。)

企業からの依頼を受け、習得する技術・技能の目標、訓練時間、訓練定員について、産業人材育成センターが企業と調整、訓練カリキュラムを作成し、企業ニーズに合わせた在職者訓練を実施します。

【訓練時間】12時間以上24時間以内、 【訓練定員】1コース当たり5名程度

【受講料】1人1時間当たり200円(テキスト代別途)

問合せ先

県立産業人材育成センター倉吉校 TEL:0858-26-2247

県立産業人材育成センター米子校 TEL:0859-24-0372

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsen/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

在職者向け職業訓練(デジタル分野)

施策概要

県内中小企業在職者を対象に、専門的なデジタルスキルがなくとも手軽に業務に必要なアプリの制作が可能なツール(ローコード・ノーコード)の使い方等を学ぶ職業訓練を実施します。

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7209
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

産業人材課のHPIはこちら↓
<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

障がい者就労・職場定着支援強化事業

施策概要

障がい者の就労促進のため、事業主及び障がい者の双方への支援を行っています。

企業向け研修	企業トップセミナー、企業内支援者研修、とっとり障がい者仕事サポーター養成講座等を開催します。
企業見学会	障がい者雇用に先進的に取り組む企業の見学会を開催するほか、先進的な企業への個別訪問のマッチングも行っています。
障がい者テレワークの推進	普及啓発セミナー等により、障がい者テレワークの普及を推進します。
障害者就業・生活支援センター	県内3カ所のセンターに、職場開拓支援員、定着支援員を配置します。
県版ジョブコーチセンター設置	中部・西部に、県版ジョブコーチセンターを設置します。
訪問型ジョブコーチの設置促進	訪問型ジョブコーチを配置する事業所に活動経費を助成します。(ジョブコーチ1人あたり上限1,340千円)
障がい者職場実習	職場実習の受入事業所に謝金、実習生に奨励金を支給します。(1日1,000円)
きこえない・きこえにくい人への就労支援のための手話通訳者等派遣事業	意思疎通支援(障害者総合支援法)の対象外となる採用面接、職場実習等に手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7693 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyouseisaku/>

名称

職業訓練手当

施策概要

求職者の知識及び技能の習得を容易にし、県内における就職が特に困難な求職者の雇用促進を図るため、公共職業能力開発施設等の行う職業訓練を受けた方(一定の条件を満たす方)に対し県が訓練手当を支給します。(月額10~13万円程度)

訓練手当の種類

(1)基本手当(月額)

次の級地区分に従い、訓練期間に応じて支給します。

- ・1級地(県内に該当地なし)
4,310円
- ・2級地(20歳以上の鳥取市在住者)
3,930円
- ・3級地(鳥取市以外の地域在住者と20歳未満の者)
3,530円

(2)受講手当(月額)

訓練を受講した日数に応じて支給します。
(上限40日) 500円

(3)通所手当(月額)

通所の方法、訓練期間に応じて支給します。
(限度額42,500円)

(4)寄宿手当(月額)

10,700円

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7222
FAX:0857-26-8169

県立産業人材育成センター倉吉校[東部・中部地区]
TEL:0858-26-2247
FAX:0858-26-2248
県立産業人材育成センター米子校[西部地区]
TEL:0859-24-0372
FAX:0859-24-4094

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/99562.htm>

名称**職業訓練生託児支援事業****施策概要**

育児中の求職者の方が、県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の訓練期間中に児童を保育所等において託児する場合に、託児に要する経費(以下「保育料」という)の一部を奨励金として支給します。

支給額	・訓練期間中における保育料の1/2以内 (なお、他の助成金を活用する場合は、保育料から他の助成金額を控除した後の2分の1以内とする。)
上限額	保育児童が1人の場合 月額15,000円 保育児童が2人以上の場合 月額23,000円

(注)求職活動関係役務利用費の支給対象期間中の併給はできません。
※求職活動関係役務利用費は、雇用保険の受給資格者等の方に対して、一定の要件を満たす場合に支給される国の制度です。

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7222
FAX:0857-26-8169

県立産業人材育成センター倉吉校[東部・中部地区]
TEL:0858-26-2247
FAX:0858-26-2248

県立産業人材育成センター米子校[西部地区]
TEL:0859-24-0372
FAX:0859-24-4094

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/238799.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

新型コロナウイルス・物価高騰対応雇用安定支援金

施策概要

新型コロナウイルスの感染拡大、長期化及び物価高騰に伴い売上高や生産量の減少等に伴う人員削減により離職した者を正規雇用した事業主に新型コロナウイルス・物価高騰対応雇用安定支援金を支給します。

○支援金の対象となる離職者

次のいずれにも該当する離職者であること

- ① 県立ハローワーク、国のハローワーク、(公財)産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という)に求職登録している離職者
- ② 送出企業を事業主都合により離職した者
※送出企業とは、次のいずれにも該当するとして県が認定した企業
ア 新型コロナウイルス・物価高騰の影響により直近1か月間の売上高又は生産量などの事業活動を示す指標が平成31年度(令和元年度)、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の同月に比べ概ね10%以上減少していること
イ アにより5人以上29人以下の離職者を発生させる企業
- ③ 県内在住の者で、離職後1年以内に新規に正規雇用者として雇い入れられた者(離職後、対象事業主以外に正規雇用されていない者)

○支援金の支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主であること

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 対象離職者を県内に所在する事業所で、送出企業を離職した日の翌日から起算して1年を経過する日までに正規雇用した事業主
- ③ 対象離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主
- ④ 対象離職者が離職した企業の親会社等に該当しない事業主
- ⑤ 送出企業において事業再編等が行われる場合は、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主であること。
- ⑥ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主

○支援金支給額

1人当たり30万円 ※支援金の申請は、雇用してから3か月後から3か月以内

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291913.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

地域活性化雇用創造プロジェクト事業

施策概要

「地域産業を支える労働力の確保、定着」、「中小企業のデジタル化・DXによる生産性向上」をテーマに、多様な人材に対応した就職支援等の幅広いメニュー展開や、企業のリスキング環境整備の支援を行う。

【多様な人材の活躍による人手不足解消事業】

1 企業・事業主向け支援

- (1) 人手不足業界のための働き方改革セミナー・専門家派遣
- (2) 人材活用・定着・戦力化支援セミナー・専門家派遣
- (3) 求人企業のPR動画による魅力発信事業
- (4) 成長産業人材育成プラン推進事業

2 求職者・労働者向け支援

- (1) とっとりキャリアデザインLab(ラボ)設置事業
- (2) 潜在労働力就職準備支援セミナー
- (3) 求職者向けパソコン講習
- (4) オーダーメイド企業見学会
- (5) 職場体験奨励事業

3 就職促進支援

- (1) 個別就業支援
- (2) 合同企業ガイダンス

【デジタル人材の活躍による生産性向上事業】

4 企業・事業主向け支援

- (1) 企業主体のリスキング機運醸成・環境整備支援
- (2) デジタルマーケティング戦略実践講座

5 求職者・労働者向け支援

- (1) デジタル専門人材育成・マッチング事業

6 就職促進支援

- (1) 個別就業支援
- (2) 合同企業ガイダンス

問合せ先

<1(1)(2)、4(2)>
雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL 0857-26-8476 FAX 0857-26-8169

<1(4)、4(1)、5>
雇用人材局産業人材課
TEL 0857-26-7224 FAX 0857-26-8169

<1(3)、2、3、6>
県立鳥取ハローワーク
TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/chipro/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

地域活性化雇用創造プロジェクト事業(地域雇用再生コース)

施策概要

新型コロナウイルスの影響を受けた分野の事業主による事業転換や多角化の取組支援のほか、求職者のキャリアチェンジを促進し、産業政策(県産業振興未来ビジョン)と一体となって地域雇用の再生を図る。

1 事業主向け雇用拡大・確保支援メニュー

(1) 企業戦略策定支援事業

業態転換等を学ぶセミナーやワークショップを開催します。

(2) 専門家個別支援事業

業態転換等を行う事業主が事業計画に基づいて具体的な取組を行う際に、伴走型支援を行う専門家を派遣します。

(3) 戦略産業人材育成事業

ものづくりに関する各種講座の開催や、専門家を活用したオーダーメイド型人材育成による支援を行います。

(4) 企業向けオンライン学習受講促進事業

マーケティングやITをはじめとするビジネススキルの習得など多様化する人材育成ニーズにきめ細かく対応できるオンライン学習を提供します。

2 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

(1) キャリアアップ支援事業

未経験の職種へ就職活動を行う求職者の方に対し、セミナーや企業見学会・インターンシップ(職場体験)を実施します。

問合せ先

<1(1)(2)及び2>
雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL 0857-26-8476 FAX 0857-26-8169

<1(3)(4)>
雇用人材局産業人材課
電話:0857-26-7224、FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/chipro/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県労働移動受入奨励金

施策概要

売上高や生産量の減少等に伴う人員削減により離職した者を正規雇用した事業主に鳥取県労働移動受入奨励金(以下「奨励金」という。)を支給します。

○奨励金の対象となる離職者

次のいずれにも該当する離職者又は緊急雇用対策会議において奨励金の対象とすることが認められた企業の離職者であること

① 県立ハローワーク、国のハローワーク、(公財)産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という)に求職登録している離職者

② 送出企業を事業主都合により離職した者

送出企業とは、次のいずれにも該当するとして県が認定した企業

ア (公財)産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業

イ 県が認めた業種に該当する企業

ウ 次のいずれかに該当する企業

(ア) 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ概ね10%以上減少していること

(イ) 雇用保険被保険者数の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて増加していないこと

エ ウにより30人以上の離職者を発生させる企業

③ 県内在住の者で、離職後1年以内に新規に正規雇用者として雇い入れられた者(離職後、対象事業主以外に正規雇用されていない者)

○奨励金の支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主であること

① 県が認めた業種に該当する事業主

② 雇用保険の適用事業の事業主

③ 対象離職者を県内に所在する事業所で雇用した事業主

④ 対象離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主

⑤ 対象離職者が離職した企業の親会社等に該当しない事業主

⑥ 送出企業において事業再編等が行われる場合は、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主であること。

⑦ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県 の要請により提出することができる事業主

○奨励金支給額

1人当たり10万円(緊急雇用対策会議で認定した企業から離職した者を正規雇用した場合、1人当たり30万円)

※支援金の申請は、雇用してから6か月日から6か月以内

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113

鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586

鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/207796.htm>